

国保匝瑳市民病院建替整備実施設計技術協力事業者（施工予定者）選定
公募型プロポーザル実施要領

1 章 一般事項

1 本プロポーザルの目的

本事業は、地域住民への安全・安心な医療の提供と、地域との医療連携を深め、暮らしに密着した信頼される病院づくりを目指すことを目的に、基本設計において取りまとめた総事業費内での建設を確実なものとし、かつ、施工者の立場から高度な技術提案及び技術協力を実施設計に取り入れるため、「ECI方式」を採用しているところである。当病院の役割や理念をよく理解し、真摯に本事業に向き合う最適提案者を選定するため、公募型プロポーザルを実施するものである。

2 事業概要

(1) 事業名：国保匝瑳市民病院建替整備

(2) 建設地：千葉県匝瑳市八日市場イ及び八日市場ロ

(3) 敷地面積：22,796.52㎡

(4) 用途地域：指定なし（建蔽率60%、容積率200%）

防火地域：指定なし

その他：宅地造成規制区域

(5) 施設概要

① 診療科：内科、消化器内科、循環器内科、呼吸器内科、外科、消化器外科、整形外科、リハビリテーション科、泌尿器科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科

② 病床数：70床

（内訳）一般病床 35床、地域包括ケア病床 35床

③ 床面積：建築面積 3,863.22㎡

延床面積 7,249.40㎡（新病院）

139.20㎡（設備棟、廃棄物保管庫、駐輪場 等）

④ 駐車場：415台程度

(6) 工事概要

① 建築用途：病院

② 構造／規模：鉄骨造／3階建

③ 工事範囲：本体工事（建築工事、電気設備工事、機械設備工事（以下、合併浄化槽工事を含む）、昇降機設備工事、撤去工事（柵渠、既存施設残置工作物等）、外構工事、開発工事（造成、雨水貯留槽等）、開発区域外整備工事（舗装、水路付替等）

④ 技術提案時の工事費の参考価格：77.0億円（消費税及び地方消費税を含む。）

※なお、請負契約時まで想定される物価上昇見込金額（税込）を別途外出しで記載のこと。

⑤ 予定工期：実施設計 令和8年8月～令和9年3月予定

確認申請等 令和9年4月～令和9年6月予定

建設工事 令和9年7月～令和11年1月予定

新病院開院 令和11年4月予定

- (7) 発注者
国保匝瑳市民病院
千葉県匝瑳市八日市場イ1304
- (8) 発注支援者
特定非営利活動法人 健康都市活動支援機構
- (9) 設計者
株式会社 横河建築設計事務所
- (10) 担当課
国保匝瑳市民病院 病院建設室
担 当：須合、太田、濁川
所在地：〒289-2144 千葉県匝瑳市八日市場イ1304
T E L：0479-72-1525
E-Mail：hp-kensetsu@city.sosa.lg.jp

3 プロポーザルの概要

(1) 選定方式

施工者の高度な技術を設計に反映させるため、E C I 方式による公募型プロポーザルを実施する。これに基づいた発注者が求める参加要件を満たす者に対して、技術提案書及びV E 提案書（Value Engineering：品質を同等以上としコストを低減させる提案又はコストを上げないで品質を向上させる提案）及びV E 提案を反映した工事費（以下「技術提案等」という。）について審査する。

技術提案書はプレゼンテーション及びヒアリングを行い総合的に評価する。なお、当要領の内容に疑義が生じた場合は、関係者により協議し決定する。

(2) 選定方法

本プロポーザルへの参加を希望する者の参加要件確認後、一次審査（審査委員会による書類審査）により3者程度を選出し、一次審査合格者から技術提案等を受け、評価点が最も高い者を「最優秀提案事業者（優先交渉権者）」として選定する。選定にあたっては、審査委員会にて審査を行う。なお、プレゼンテーション及びヒアリングは「公開」で行い、審査委員会の審査は会議の公平性の確保及び円滑な運営のため「非公開」とする。

(3) 実施スケジュール

| 区分 | 項目 | 日程・期間 |
|------------------|--|--------------|
| 公告 | プロポーザルの公告 | 令和8年3月2日（月） |
| | 実施要領等のホームページ掲載 | |
| | 設計概要書等の配付 | |
| 参加資格審査 （一次審査） | 質疑書提出期限 | 令和8年3月9日（月） |
| | 質疑書の回答 | 令和8年3月16日（月） |
| | 参加申請書の提出期限 | 令和8年3月23日（月） |
| | 参加資格審査結果通知 要求水準書・技術提案用資料の配付、施工者へのE C I 図書説明 | 令和8年4月1日（水） |

| | | |
|-----------------|---------------------|----------------|
| 技術等審査 (二次審査) | 質疑書提出期限 | 令和8年4月20日(月) |
| | 質疑書の回答 | 令和8年5月11日(月) |
| | 技術提案書のうち、VE提案提出期限 | 令和8年6月1日(月) |
| | VE提案提出内容聞き取り | 令和8年6月8日(月)予定 |
| | VE提案に対する回答 | 令和8年6月17日(水) |
| | 技術提案書、概算工事費見積書等提出期限 | 令和8年7月13日(月) |
| | プレゼンテーション・ヒアリング及び審査 | 令和8年7月23日(木)予定 |
| | 審査結果通知 | 令和8年7月24日(金)予定 |
| 基本協定等 | 基本協定等締結 | 令和8年7月予定 |
| 技術協力 | 実施設計着手 | 令和8年8月予定 |
| | 実施設計完了 | 令和9年3月予定 |
| | 確認申請、積算完了 | 令和9年6月予定 |
| 工事請負契約 | 工事請負契約 | 令和9年6月予定 |

(4) 書類の提出方法

- ① 各提出書類は、「(3) 実施スケジュール」に記載の期限までに「2 事業概要(10)」に記載の「担当課」まで持参又は郵送により提出すること。
- ② 担当課の受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

(5) 審査委員会

審査委員会の委員は別に定めるものとする。審査の公正性を担保するため委員会の構成については公表しない。

(6) 審査の公表

審査の結果は、参加者全員に通知するとともに、国保匠瑤市民病院ホームページに公表する。
なお、評価点の最も高い者(最優秀提案事業者)と次点者については名称及び評価点を、それ以外の者については評価点を公表する。

4 工事請負契約までの過程

- (1) 発注者は、最優秀提案事業者と別紙1「国保匠瑤市民病院建替整備工事に関する基本協定書(以下「基本協定書」という。)」を、最優秀提案事業者及び発注支援者、設計者と別紙2「国保匠瑤市民病院建替整備工事に関するパートナーシップ協定書(以下「パートナーシップ協定書」という。)」を取り交わし、協議が整った後、最優秀提案事業者と「国保匠瑤市民病院建替整備実施設計技術協力業務(以下「技術協力業務」という。)」の委託契約を締結する。
- (2) 技術協力業務委託契約締結後、最優秀提案事業者は「施工予定者」となる。
- (3) 発注者(発注支援者を含む)、設計者及び施工予定者は、本プロポーザル及び実施設計時に施工予定者から提案された技術提案等の採否を検討し、実施設計に反映させていくため、三者協議会を組織する。
- (4) 発注者(発注支援者を含む)及び設計者は、実施設計において、施工予定者と工事請負金額の見積確認を行い、その金額が発注者の別に定める予定価格の範囲内である場合は、工事請負契約の相手方として、工事期間等の契約条件を確認の上、これが整った場合に限り、当該見積金額に消費税及び地方消費税を加算した金額をもって工事請負契約を締結する。

- (5) 最優秀提案事業者が、技術協力業務の契約締結までに「1章 6 参加資格要件」を満たさなくなった場合は、優先交渉権を失い、基本協定書及びパートナーシップ協定書は締結しないものとする。また、既に基本協定書及びパートナーシップ協定書を締結していた場合は、その効力を失うものとし、技術協力業務の契約は締結しないものとする。
- (6) 施工予定者が、技術協力業務委託契約締結後に、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく申立てがなされる等、発注者が施工予定者との本工事の契約について締結の見込みがないと判断した場合は、技術協力業務の契約を解除することができる。
- また、契約を解除した場合は、施工予定者は優先交渉権を失い、締結された基本協定書及びパートナーシップ協定書はその効力を失うものとする。
- (7) 発注者は、最優秀提案事業者と基本協定書及びパートナーシップ協定書を取り交わせない場合、又はその効力を失った場合、技術協力業務の委託契約を締結できない場合、工事請負契約を締結できない場合は、最優秀提案事業者を除く本プロポーザルに参加した者のうち審査結果の順位が上位であった者から順に、受注の意向を確認した上で、新たな最優秀提案事業者として、基本協定書及びパートナーシップ協定書を取り交わし、協議が整った後、技術協力業務の委託契約の締結等の交渉を行う。
- なお、最優秀提案事業者及び新たな最優秀提案事業者は、交渉等において知り得た情報を秘密情報として保持するとともに第三者にもらしてはならない。
- (8) 施工予定者は、技術協力業務の中で、構造又は設備等のVE提案において、施工予定者の所有する特許技術を使用した技術提案が採用された場合、速やかに設計者と協議の上、「その他の設計者」として技術提案を反映すべく設計協力を行う。
- また、特許工法採用に起因し、何らかの損害賠償責任が発生した場合は、その責任は提案を行った施工予定者が負担するものとする。

5 技術協力業務の概要

施工予定者となった者は、三者協議会に出席し、技術提案等を実施設計に反映させるための業務を実施する。

- (1) 業務名称
国保匝瑳市民病院建替整備実施設計技術協力業務
- (2) 委託限度額
3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (3) 履行期間
契約締結の日から令和9年6月30日まで（予定）
- (4) 業務内容
別紙4「国保匝瑳市民病院建替整備実施設計技術協力業務特記仕様書」に記載のとおり
- (5) その他
- ① 詳細な内容は、国保匝瑳市民病院建替整備実施設計技術協力業務特記仕様書を参照すること。
 - ② 本業務を受託した場合の業務委託料の見積書を参加申込書の提出期限までに任意様式で提出すること。

6 参加資格要件

本プロポーザルの参加者は単体企業及び共同企業体いずれも可能とする。

単体企業及び共同企業体の代表構成員となる企業は、次の各号に掲げる全ての条件を満たすものとし、参加資格確認結果通知により参加資格を有した者が、参加資格確認結果通知後から最終審査結果通知までの間に、(1)から(17)のいずれかの条件を満たさなくなった場合は、本プロポーザルの参加資格を喪失するものとする。

なお、以下(1)から(9)については共同企業体の全構成員が条件を満たすものとする。

参加資格要件の基準日は本プロポーザルの公告の日（以下「公告日」という。）とし、次の各号において基準日及び期間等を指定する場合は、それによるものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による制限を受けていないこと。
- (2) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。（更生計画の認可が決定した場合又は再生計画の認可決定が確定した場合を除く。）
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく営業停止処分期間中でないこと。
- (4) 匝瑳市建設工事等請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2号に規定する暴力団及びその団体の構成員等に関係すると認められる者でないこと。並びに、同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (6) 市町村税、都道府県民税及び国税（消費税及び地方消費税を含む。）の滞納がない者であること。
- (7) 「1章 2 事業概要（8）（9）」に示す本工事の設計業務等の関係者と資本若しくは人事面において次にあげる事項に該当しないこと。
 - ① 資本関係
 - 次のいずれかに該当する2者の関係にある場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が進行中の会社又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。以下同じ。）である場合を除く。
 - ア 会社法第2条第4号に規定する親会社（以下「親会社」という。）と子会社の関係にある場合。
 - イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。
 - ② 人的関係
 - ア 一方の会社の役員等が、他方の会社の役員等を現に兼ねている場合。
 - イ 一方の会社の役員等が、他方の会社の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により専任された管財人を現に兼ねている場合。
 - ③ その他の関係
 - その他①又は②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (8) 市と紛争又は訴訟関係にないこと。
- (9) 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による特定建設業の許可（建築一式工事）を有しており、かつ、経営事項審査結果通知における建築工事一式に係る総合評定値が次に掲げる点数以上であること。
 - ① 匝瑳市内に建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく本社又は本店（いずれも主たる事

- 業所をいう。)を有するもの 800点
- ② 上記①以外のもの 1,000点
- (10) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定による一級建築士事務所登録を受けていること。
- (11) 元請負人として公告日から過去15年間に、病床数50床以上又は延床面積5,000㎡以上の病院の新築(改築含む)又は増築工事の施工実績を有すること。
- ※E C I方式による施工実績があると望ましい。
- ※共同企業体の構成員としての実績は出資比率20%以上を対象とする。
- ※増築の場合は、増築部分が病床数50床以上又は延床面積5,000㎡以上の規模であること。
- (12) 技術協力業務において、次の項目を満たす技術協力業務責任者を配置すること。
- ① 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有すること。
- ② 公告日から過去15年間に、病床数50床以上又は延床面積5,000㎡以上の病院の新築(改築含む)又は増築工事の設計又は施工実績を有すること。
- ※増築の場合は、増築部分が病床数50床以上又は延床面積5,000㎡以上の規模であること。
- ③ 公告日において、所属する建設業者との間に3か月以上の直接的な雇用関係があること。
- (13) 本工事を契約した場合、本工事の契約日の翌日から建設工事が完了するまでの間、次の項目を満たす監理技術者及び現場代理人を専任配置できること。なお、監理技術者と現場代理人は兼任可とする。
- ① いずれかの者が一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有すること。
- ② 監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習会修了証を有すること。
- ③ いずれかの者が、公告日から過去15年間に病床数50床以上又は延床面積5,000㎡以上の病院の新築(改築含む)又は増築工事の施工実績を有すること。
- ※増築の場合は、増築部分が病床数50床以上又は延床面積5,000㎡以上の規模であること。
- ④ 公告日において、所属する建設業者との間に3か月以上の直接的な雇用関係があること。
- (14) 電気設備主任技術者と機械設備主任技術者は以下の要件を満たすものを配置させること。電気設備主任技術者と機械設備主任技術者の兼務を可とする。
- ① 電気設備主任技術者、機械設備主任技術者は、それぞれの建設工事に必要な資格を有すること。(「様式6-3配置技術者名簿」参照)
- ② 公告日から過去15年間に病院の新築(改築を含む)又は増築工事の施工実績があること。
- ③ 本工事の着工時において、所属する建設業者との間に3か月以上の直接的な雇用関係があること。
- (15) 技術協力業務期間において従事及び工事期間において専ら従事し、全ての関係者の窓口となり、対応・調整に当たる者を配置すること。
- ① 本業務に支障がなければ、技術協力業務期間においては、他の業務と兼務しても差し支えない。
- ② 技術協力業務責任者、監理技術者及び現場代理人との兼任ができるものとし、その場合必要な資格要件は、技術協力業務責任者又は管理技術者それぞれに必要な資格要件と同一とする。
- (16) 配置技術者等の実績等は以下による。
- 凡例) ○: 必須又は可能
△: 必要に応じて出席、発注者の指示による
×: 不可又は不要

| 区分 | | 各種会議 体の出席 | 本業務内 の兼務 | 保有資格 | 同規模病 院実績要 否(※1) | 備考 | |
|-----------|-----------------|-------------------|-------------|---------------------------|---|------------------------|----------------------------------|
| 施工予 定者 | 技術協力業務責任者 | ○ | ○ | 一級建築士又は 一級建築施工管 理技士 | ○ | 技術担当者 (建築)との 兼務可 | |
| | 技術協 力担当 者 | 建築 | ○ | ○ | 一級建築士 | ○ | |
| | | 構造 | △ | × | 構造設計一級建 築士 | × | |
| | | 電気 | △ | ○ | 設備設計一級建 築士又は建築設 備士 | ○ | |
| | | 機械 | △ | ○ | | ○ | |
| 積算 | △ | × | 建築積算士 | × | | | |
| 施工者 | 建設工 事 | 現場 代理人 | ○ | ○ | 一級建築士又は 一級建築施工管 理技士 | × | 監理技術者との 兼務可 |
| | | 監理 技術者 | ○ | ○ | 一級建築士かつ 監理技術者資格 者(※2)又は 一級建築施工管 理技士かつ監理 技術者資格者 | ○ | 工事期間中は 専任 |
| | | 電気設備 主任技術 者 | △ | ○ | 建設工事に必要 な資格 | × | 機械設備主任 技術者との兼 務可 病院実績は要 |
| | | 機械設備 主任技術 者 | △ | ○ | 建設工事に必要 な資格 | × | 電気設備主任 技術者との兼 務可 病院実績は要 |

(※1) 同規模病院実績とは、公告日から過去15年間に、病床数50床以上又は延床面積5,000㎡以上の病院の新築(改築含む)又は増築工事の設計又は施工実績(施工者の場合は施工実績)をいう。

(※2) 監理技術者資格者とは、監理技術者資格証及び監理技術者講習会終了証を有するものをいう。

(17) 共同企業体に関する事項は、以下のとおりとする。

- ① 結成方法は、自主結成とする。
- ② 構成員の結成方式は、共同施工方式(甲型)とする。
- ③ 構成員数は2社又は3社とし、各構成員の出資比率は、2社の場合は30%以上、3社の場合は20%以上とする。
- ④ 代表構成員の出資比率は、構成員の中で最大とする。
- ⑤ 各構成員は、同時に2以上の共同企業体の構成員になることができない。
- ⑥ 単体企業として参加する者は、共同企業体の構成員になることはできない。

7 本プロポーザル参加の留意事項

- (1) 本プロポーザルへの提出書類の作成及び提出、プレゼンテーション・ヒアリング等に係る全ての費用は参加者の負担とする。
- (2) 使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- (3) 本プロポーザルに関する事項について変更が生じた場合は、国保匠瑤市民病院ホームページに掲載するとともに、既に参加申込等があった者に通知する。

2章 参加申込及び一次審査

1 参加資格確認

(1) 提出書類及び留意事項

- ① 参加資格要件チェックリスト（様式1）
 - ・ 様式の確認欄にチェックを行い、確認書類とともに提出すること。
- ② 参加申込書（単体）（様式3-1）
 - ・ 単体企業で申し込みを行う場合
- ③ 参加申込書（JV）（様式3-2）
 - ・ 共同企業体（JV）で申込を行う場合
- ④ 特定建設工事共同企業体委任状（様式3-3）
 - ・ 共同企業体（JV）で申込を行う場合
- ⑤ 特定建設工事共同企業体使用印鑑届（様式3-4）
 - ・ 共同企業体（JV）で申込を行う場合
- ⑥ 共同企業体協定書（様式3-5）
 - ・ 共同企業体（JV）で申込を行う場合
- ⑦ 会社概要書（様式4-1）
 - ・ 共同企業体（JV）で申し込む場合は、全ての構成員
- ⑧ 会社全体の有資格技術者数等（様式4-2）
 - ・ 共同企業体（JV）で申し込む場合は、全ての構成員
- ⑨ 施工実績確認書（様式4-3）
 - ・ 「1章 6 参加資格要件」を満たす実績を記載すること。（最大3件まで）
 - ・ コリンズ（（一財）日本建設情報総合センターの工事实績システム）登録がある場合は、写しを添付すること。登録がない場合又はコリンズの写しのみでは参加要件の実績を証明することができない場合は、契約書（工事名称、工期、発注者請負者の確認できる部分）及び平面図、特記仕様書等の内容で参加要件の実績が確認できる図書を添付し、参加要件に該当する部分をマーカー等で明示すること。
- ⑩ 施工に関する会社としての考え方（様式5）
- ⑪ 技術協力業務責任者の経歴等（様式6-1）
 - ・ 技術協力業務を契約締結した場合の技術協力業務責任者を記載すること。
 - ・ 「1章 6 参加資格要件」を満たす実績を記載すること。
 - ・ 記載した資格を証明する写し、雇用関係を証明するもの（健康保険証等）の写し及び実績の内容を証明する書類を添付すること。なお、実績の内容を証明する書面は形式を問わない。
 - ・ 事故等のやむを得ない事由（病気、死亡等特別な場合）により、技術協力業務責任者の

変更が生じた場合は、当該技術者と同等以上の資格及び施工実績等を有する者とする。

⑫ 監理技術者・現場代理人の経歴等（様式6-2）

- ・ 工事請負契約を締結した場合の監理技術者・現場代理人を記入すること。
- ・ 「1章 6 参加資格要件」を満たす経歴等を記載すること。
- ・ 記載した資格を証明する写し、雇用関係を証明するもの（健康保険証等）の写し及び実績の内容を証明する書類を添付する。なお、実績の内容を証明する書面は形式を問わない。
- ・ 事故等のやむを得ない事由（病気、死亡等特別な場合）により、監理技術者・現場代理人の変更が生じた場合は、当該技術者と同等以上の資格及び施工実績等を有する者とする。

⑬ 配置技術者名簿（様式6-3）

- ・ 各資格者証の写しを添付すること。

⑭ 秘密保持に関する誓約書（様式7）

⑮ 最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書

⑯ 国税、都道府県税、市町村税それぞれに滞納がない証明書

(2) 提出期限

令和8年3月23日（月）正午必着

(3) 提出方法

「担当課」に持参又は郵送

※ 電子媒体（CD-R等）による電子データでも提出すること。

※ 郵送の場合、書留又は簡易書留等の送達記録が残るものとする。

(4) 提出部数

- ・ ①～⑰ 正1部
- ・ ⑧～⑭ 副5部

(5) 参加資格申請等作成にあたっての留意事項

- ① 様式毎に指定された添付の書類を順番にまとめ、A4縦のフラットファイル（左綴じ）に綴る。（A3の書類がある場合はZ折りで綴じ込むこと。）フラットファイルの表紙と背表紙に「（会社名）参加申込提出書類」と表記し、綴じ込み各提出書類にはインデックスを貼り、分かりやすいようにまとめる。
- ② 正1部のみは表紙に会社名、代表者名、連絡先を記述の上、押印すること。
- ③ 副5部については、特定の者と判断できる社名、個人名、作品名、ロゴマーク等を記入してはならない。

2 一次審査の実施

発注者は、参加資格を満たすことを確認できた者に対し、各提出書類に基づき、二次審査に参加できる者（3者程度）の選定を目的として一次審査（審査委員会による書類審査）を実施する。

(1) 審査基準（配点）

次の審査項目の評価点を基に行う。

| 評価項目 | 評価基準 | 配点 |
|----------------------|---|-----|
| 会社の概要 | 有資格者技術者数（様式4-2） | 10 |
| 会社の工事实績 | 公告日から過去15年間に病床数50床以上又は5,000㎡以上の病院の新築（改築を含む）又は増築工事（※1）の施工実績件数（様式3） | 20 |
| | 公告日から過去15年間にE C I方式による病床数50床以上又は5,000㎡以上の病院の新築（改築を含む）又は増築工事（※1）の施工実績件数（様式3） | 10 |
| 施工に関する会社としての考え方（様式5） | | 30 |
| 技術協力業務責任者 | 公告日から過去15年間に病床数50床以上又は5,000㎡以上の病院の新築（改築を含む）又は増築工事（※1）の設計又は施工実績及び資格（様式6-1） | 15 |
| 現場代理人又は監理技術者の実績 | 公告日から過去15年間に病床数50床以上又は5,000㎡以上の病院の新築（改築を含む）又は増築工事（※1）の施工実績及び資格（様式6-2） | 15 |
| 計 | | 100 |

（※1）増築の場合は、増築棟に病棟を含むこと。

(2) 一次審査結果の発表

一次審査の結果は、令和8年4月1日（月）に文書にて申請者に通知する。

(3) 参加資格がないと認めたものに対する理由の説明

参加資格がないと認められた者は、発注者に対して参加資格がないと認めた理由について書面により、次に従い説明を求めることができる。

① 提出期限

参加資格がないと認められた者は、確認結果の通知の翌日から起算して3日（土日祝日を除く）以内に、書面（任意様式）により発注者に対し説明を求めることができる。

② 回答期限

前項に対する回答については、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日（土日祝日を除く）以内に、書面により行う。

③ 提出方法

「担当課」に持参。

3章 基本設計図書等の貸与

本プロポーザルの参加を希望する者に対し、秘密保持に関する誓約書（様式7）と引き換えに、配置図、一般図等の資料をCD-R等にて貸与する。

(1) 貸与日

令和8年3月2日（月）～

(2) 貸与場所は、「担当課」とする。

(3) 貸与したCD-R等は、参加申請書提出時に返却すること。

4章 質疑回答

参加申込及び一次審査に関する質疑及び技術提案書及びV E提案書等に関する質疑を以下にて実施する。

1 質疑の提出期限

- ・参加申込及び一次審査に関する質疑……………令和8年3月9日（月）
 - ・技術提案書及びV E提案書等に関する質疑……………令和8年4月20日（月）
- ※いずれも正午必着とする。

2 質疑の提出方法及び提出先

参加申込及び一次審査に関する質疑並びに技術提案書及びV E提案書等に関する質疑は、「質疑書（様式2）、質疑書（様式8）」に質疑内容等を記載の上、「担当課」のメールアドレスに電子メールで提出すること。

なお、電子メール送信後、確認のために「担当課」に電話連絡をすること。

(1) 送付データ

PDFデータとExcelデータの2種類を提出すること。

(2) 電子メールの件名

- ① 参加申込及び一次審査に関する質疑
（会社名）施工予定者選定質疑書（参加申込及び一次審査）
- ② 技術提案書及びV E提案書等に関する質疑
（会社名）施工予定者選定質疑書（技術提案書及びV E提案書等）

3 質疑書に対する回答

質疑書に対する回答は、国保匝瑳市民病院ホームページに随時公開する。

4 その他

- (1) 技術提案等に関する質疑への回答は、本プロポーザルに関する資料の細部説明及び保管する内容のものに限る。なお、質疑内容で会社名がわかるものは記載しない。
- (2) 技術提案等に関する質疑は、原則、基本性能・構造に関する質疑のみとし、それ以外の質疑には回答しない場合がある（基本性能・構造に関わらない質疑は、実施設計段階での技術協力事項とする。）。

※「基本性能に関わる質疑」の定義

病院の診療環境、患者環境及び医療従事者の働く環境に影響のある事項、建築及び建築設備の品質、コスト、スケジュールに影響のある基本性能についての質疑をいう。

なお、数量の指示を求める質疑は「基本性能に関する質疑」には含まれない。

※「構造に関わる質疑」の定義

設計図書等に示す構造の考え方について、技術提案、概算積算及び減額案の立案を目的に設計意図を確認する質疑をいう。

1 要求水準書・技術提案用資料の配付

一次審査合格者には文書にて通知をするとともに、国保匠瑳市民病院建替整備工事要求水準書（ECI図書）、技術提案用資料をCD-R等にて配布する。

(1) 配布開始

令和8年4月1日（水）～

(2) 配布場所

「担当課」

(3) 配布方法

別途通知する。

(4) 設計図書等説明会の実施

前項の配布期間において、一次審査合格者にECI図書等の簡易説明会を実施する。

所要時間は30分～1時間程度を予定している。詳しくは一次審査合格者に送付する文書に記載する。

2 技術提案書及びVE提案書等の目的、提出期限、提出書類

技術提案等については、実施設計段階から施工段階を通じて、適正な品質を確保しつつ、工事費を抑え、目標工期内に完成することを目的として提案を行う。

(1) 提出書類

① 技術提案書提出届（様式9）

② 技術提案書

ア【テーマA】実施設計段階の実施方針（様式10-1）

イ【テーマB】基本設計への改善提案（様式10-2）

ウ【テーマC】施工段階の実施方針（様式10-3）

エ【テーマD】工期を遵守するための提案（様式10-3）

オ【テーマE】地域貢献に関する提案（様式10-4）

③ 概算工事費見積書（様式13）

④ 概算工事費見積内訳書（様式14）

⑤ 内訳明細書（任意書式）

(2) 各テーマ内容及び留意事項

【テーマA】実施設計段階の実施方針

実施設計段階において施工者として実施、実現できる効果的かつ具体的な取り組みを下記の視点を踏まえて提案すること。

① ECI発注のメリットを活かせる組織体制と手法

② 病院関係者、設計者等と円滑にコミュニケーションを図る手法

③ 設計変更に対応する手法及びコスト増加を抑制できるコストコントロール手法
（コストの透明性についても提案すること）

④ 隣接地に対しての配慮及び技術提案

⑤ その他自由提案

【テーマB】基本設計への改善提案

構造設計及び設備設計を含む基本設計の改善提案として実施、実現できる効果的かつ具体的な取り組みを下記の視点を踏まえて提案すること。

- ① 事業・基礎工事に対して安全と性能に係る技術提案
- ② 造成工事、外構工事の改善提案
- ③ 設備機器を見直した場合の省エネ効果、LCC（ライフサイクルコスト）の提案
- ④ 感染対策に関する設計・施工面での改善提案（感染対策として、施工者の英知を集積した設計改善を求める）
- ⑤ その他自由提案

【テーマC】施工段階の実施方針

施工段階において実施、実現できる効果的かつ具体的な取り組みを下記の視点を踏まえて提案すること。

- ① 施工を円滑に進めるために行う関係者とのコミュニケーション手法
- ② 施設の維持管理や修繕を容易にするための工夫・手法
- ③ 予期せぬ障害物等に対する考え方や設計変更に対応する手法
- ④ ハザード対策を含めた効率の良い造成工事の提案
- ⑤ その他自由提案

【テーマD】工期を遵守するための提案

「5章 3.（1）考え方」において対象外となる事項を除き、品質を確保した上で、新病院開院までの工期を遵守する方法について、実施、実現できる効果的かつ具体的な取り組みを提案すること。取り組みは複数でも可能とする。特に、造成と建築工事を効率的に行う技術と工期の提案や、医療・厨房機器設置と医療情報システム・各部門システムの移設など別途工事に対する本体工事との調整等に関する提案が望まれる。

なお、工期短縮が図れる場合、具体的な短縮期間も明記すること。ただし、工法・工事手順の見直しや合理化等による工期短縮の提案は可とするが、発注者又は設計者に対する回答期限短縮による工期短縮や設計業務の工期のみを短縮する提案等は認めない。

【テーマE】地域貢献に関する提案

地域貢献に関して実現できる効果的かつ具体的な取り組みを下記の視点を踏まえて提案すること。また、直接的に経済効果が見込まれる提案については数値化して記述すること。

- ① 匝瑳市内建設業者の活用方法とその推計金額（一次発注業者と二次発注業者について、市内外を記入すること。巻末資料参照）
- ② 匝瑳市内の生産品の積極的な活用及び市内事業者からの建設資機材等の購入計画
- ③ 上記①②以外の市内サービス業等の活用方法
- ④ 市民・周辺住民への配慮の提案
- ⑤ その他自由提案

※匝瑳市内建設業者とは、匝瑳市内に本店、支店及び営業所を有する建設業法における建設許可業者をいう。（許可工種は問わない。）

※市内事業者とは、匝瑳市内に本店、支店及び営業所を有する企業をいう。

※共同企業体の構成員の受注金額は含めないものとする。

(3) 提出部数

正1部 副17部

- ① 上記提出書類のうち（様式9）については別冊とする。（様式10-1～10-4）については1冊にまとめ、左上にホッチキス留のこと。（製本しない。）
なお、副17部には、（様式9）は添付しないこと。
- ② 正1部のみは表紙に会社名、代表者名、連絡先を記述の上、押印すること。
- ③ 副17部については、特定の者と判断できる社名、個人名、作品名、ロゴマーク等を記入してはならない。
- ④ 技術提案書（様式10-1～10-4）については、各課題について1ページ以内で基本的な考え方を簡潔に記述すること。また、読みやすい文字サイズとし（10.5ポイント以上）、文章を補完する為の図、表、スケッチ（全て着色可）の使用も可とする。
- ⑤ 技術提案書に記述した提案は、技術提案書の審査・プレゼンテーション・ヒアリング等を通じて採用される。最優秀提案事業者として選定された場合には、施工予定者は技術提案書に記述した提案について、技術情報（技術提案内容の適用判断及び設計に反映させるために必要となる提案部分に関する機能、性能、適用条件等）並びに見積り及び見積根拠に関する情報を提出するものとする。なお、提案したものが全て採用されるとは限らない。技術提案の採用に関して疑義が生じた場合は、発注者と協議するものとする。

（4）提出期限

VE提案書……………令和8年6月1日（月）正午必着（様式11、様式12）

技術提案書……………令和8年7月13日（月）正午必着（様式9、様式10-1～10-4、様式13、様式14、内訳明細書）

（5）提出方法

「担当課」に持参又は郵送

※ 電子媒体（CD-R等）による電子データでも提出すること。

電子データは、PDFデータとExcelデータ（PowerPointデータ可）の2種類を提出すること。

※ 郵送の場合、書留又は簡易書留等の送達記録が残るものとする。

3 VE提案について

（1）考え方

VE提案は、現時点で詳細工法や材料の確定を求めているものではない。対象である実施設計内容が確定していない時期でのVE提案のため、効果の推計が難しいと考えられるが記載を求めるものである。内容に関しては、提案範囲を実施設計内容にまで踏み込み、より大胆なもの、コスト縮減の効果が見込めるものを期待する。

なお、要求水準・基本設計内容等はコストも含め今まで十分協議を重ねてきたものであるから、その結果を重んじた上で更なる提案を求めるものである。

本プロポーザルにおいては、成立するVE提案である事を前提に、以下①～⑤を考慮して施工者独自の技術（特許技術を含む）等も活かしながら、柔軟かつ幅広い提案を求める。

- ① 建物、設備の初期投資額の縮減が予想されるもの
- ② 建物、設備の維持費用の抑制につながり、LCCの縮減が予測されるもの
- ③ 機能、性能及び品質の向上が予想されるもの
- ④ 環境性能が向上し、環境負荷・周辺地域の工事騒音・振動等が低減されるもの
- ⑤ 防災性、安全性の向上を伴うもの

- ⑥ 工期短縮に寄与するもの
- ⑦ 別途及び中止等の提案は除外すること
- ⑧ 配置計画・平面計画・設備計画・外観デザインに大幅な変更を伴うものは除外すること
- ⑨ 工期（設計変更・法令に基づく所定の手続等に要する期間を含む）の延長を伴うものは除外すること

VE提案については、各々の採否は提案者のみに通知する。当該提案者はその提案を最終提出工事費に盛り込むことができる。

なお、VE提案にはコストダウンとコストカットを含めてはならない。コストダウンとは機能を損なわずにコストを下げること。ただし、性能を下げる場合がある。コストカットとは機能を廃止しコストを下げることである。

(2) 提出書類

① VE提案総括表（様式11）

提出された全てのVE提案の総括表として、（様式11）を提出すること。なお、VE提案は40項目を限度とすること。縮減額が100万円以上のもので、金額は工事費のみでなく、諸経費、消費税及び地方消費税を含む額で記載すること（なお、1項目に複数のVE種別が含まれる場合、1種類でも不採用となれば、この項は全て不採用とする）。

② VE提案書（様式12）

VE提案総括表の提案毎に、詳細内容について、（様式12）に記載すること。縮減額の概算や考え方についてまで記述することが望ましい。

(3) VE提案提出内容聞き取り

令和8年6月8日（月）を予定している。開始時間等の詳細については、VE提案提出時に各社へ通知する。

(4) VE提案に対する回答

令和8年6月17日（水）に各社へ電子メールにて回答する。

(5) VE提案の取扱い

本プロポーザルの審査過程において不採用となったVE提案は、設計の深度化の過程で再度検討し、採用する場合がある。

(6) 採用されたVE提案の担保

設計者及び最優秀提案事業者は、VE提案に対する回答を経て採用されたVE提案について、設計・技術協力業務の期間中、原則として当該VE提案を全て実施設計に反映させることとし、価格提案時の金額を記載するものとする。

ただし、設計者及び最優秀提案事業者の責によらず、上記のVE提案が実施設計に反映できない場合は、その限りでない。

(7) 問い合わせ

審査の経緯及びその内容に関しての問い合わせには応じない。また、審査結果に対する異議申し立て及び審査結果の開示を理由とした他者提案の閲覧請求は受け付けない。

6章 プレゼンテーション及びヒアリング

1 プレゼンテーション及びヒアリング日時、場所等

(1) 日時

令和8年7月23日（木）予定

(2) 場所

別途通知する。

(3) 審査項目

提出された技術提案書を基に、実際に現場を担当する現場代理人（監理技術者）を中心に、自社の病院建設に対する能力や実績、熱意等、及び技術提案の詳細についてヒアリングを行い審査する。

(4) 実施方法

① 提案説明は1提案者につき50分以内（説明20分・質疑30分）とし、参加人員は4名以内とする。

② プロジェクター、スクリーンは事務局で準備する。

※提案者が持参の機種を使用することも可能とするが、その場合には事前に事務局に許可を得ること。

(5) 提案説明の順番及び開始時間

提案説明の順番は、技術提案書の提出時に提出順に抽選で決定するものとする。発表順や開始時間等は別途通知する。

(6) プレゼンテーション実施要領

別途通知する。

(7) 評価基準（配点）

次の審査項目の評価点を基に行う。

| 項目 | 評価基準 | 配点 |
|-----------|---------------------------------|-----|
| 技術提案 | 【テーマA】 実施設計段階の実施方針 | 10 |
| | 【テーマB】 基本設計への改善提案 | 10 |
| | 【テーマC】 施工段階の実施方針 | 10 |
| | 【テーマD】 工期を遵守するための提案 | |
| | 【テーマE】 地域貢献に関する提案 | 20 |
| プレゼンテーション | プレゼンテーション及びヒアリング (発表者の人物評価等) | 20 |
| 経済性評価 | 見積価格 | 30 |
| 計 | | 100 |

1 提出期限、提出書類、提出部数

(1) 提出期限

令和8年7月13日（月）正午必着

(2) 提出書類

- ① 概算工事費見積書（様式13）
- ② 概算工事費見積内訳書（様式14）
- ③ 内訳明細書（任意書式）

なお、作成にあたっては、以下に留意すること。

ア 内訳明細書の書式については、任意書式による。ただし、見積会社名及びページ数/全体ページ数を各ページのフッター部に入力すること。

イ 内訳明細書は、項目・内容・単位・数量・単価・金額を記載すること。

ウ 一式工事とする場合は、歩掛等の一式工事の根拠を内訳明細書に反映させること。

エ 価格調整などの一括値引き（出精値引き）は認めない。

オ 技術提案内容については、全て見積に反映させること。

カ 本プロポーザル用設計図書に含まれている内容を承知したうえで、本プロポーザル用設計図書に表記されていない場合でも、工事を完成するのに必要な全ての材料や作業及び施工上、当然必要とされる内容を想定し反映させること。

(3) 提出部数

正1部 副3部

※電子媒体（CD-R等）による電子データ（PDFデータ、Excelデータ）も合わせて提出すること。

2 概算工事費見積書作成の留意事項

(1) 諸経費、消費税及び地方消費税を含む金額を記載する。

(2) 技術提案時から請負契約時まで想定される物価上昇見込金額（税込）については別途外出しで記載のこと。（様式13）

3 概算工事費見積内訳書の作成の留意事項

(1) VE採用後の数量、金額等とし、修正したものとする。

(2) 様式は、全てのシートに入力すること。

(3) 交付した様式のフォーマットは変更しないこと。該当する項目がない場合は、適宜、類似の項目に算入するものとし、備考欄に説明を加えること。

(4) 技術提案内容については、全て見積に反映させること。

8章 価格の評価方法

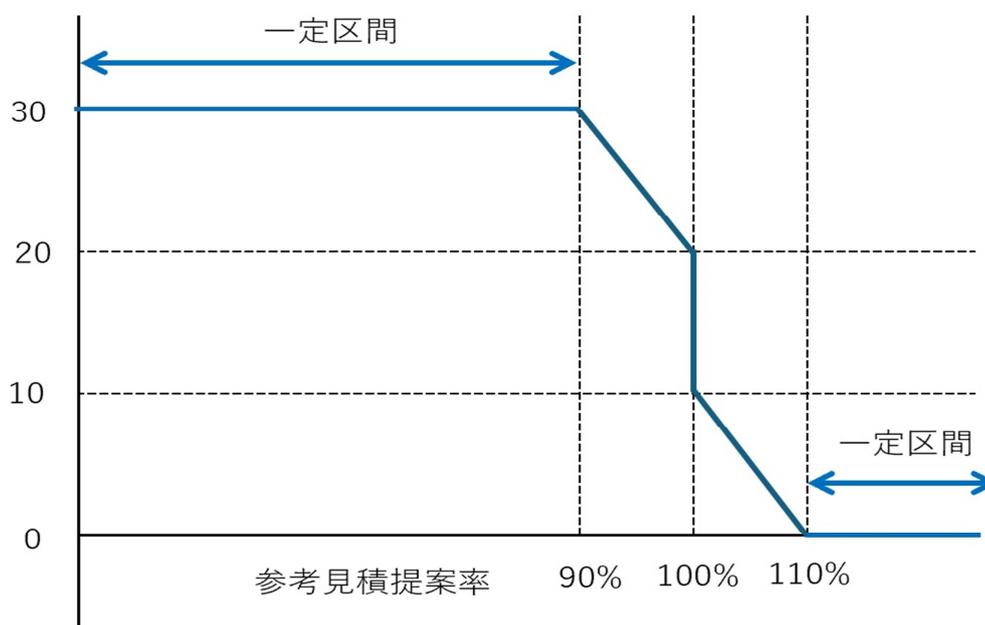
1 価格の評価（算出方法）

価格の評価は、参考見積提案率（％）にて行う。

$$\text{参考見積提案率（％）} = (\text{VE提案採用後概算工事費} / \text{総工事費参考額}) \times 100$$

| | |
|---|---|
| 価格評価 | ①【参考見積提案率≤90%】の場合は 30 点とする。 |
| | ②【90%＜参考見積提案率≤100%】における評価点 |
| | ・【90%：30点】と【100%：20点】を通る直線式により算出される以下の y の値を価格評価点とする。 |
| | ・価格評価点算定式 $y = 10 \text{点} \times (1 - x / 10) + 20 \text{点}$ |
| | y：価格評価点 x：（参考見積提案率 - 90%）×100 |
| ③【参考見積提案率=100%】の場合は 20 点とする。 | |
| ④【100%＜参考見積提案率≤110%】における評価点 | |
| ・【100%：10点】と【110%：0点】を通る直線式により算出される以下の y の値を価格評価点とする。 | |
| ・価格評価点算定式 $y = 10 \text{点} \times (1 - x / 10)$ | |
| y：価格評価点 x：（参考見積提案率 - 100%）×100 | |
| ⑤【110%＜参考見積提案率】の場合は0点とする。 | |

価格評価点のイメージは以下のとおりとする。



9章 最優秀提案事業者の決定

1 最優秀提案事業者

(1) 評価項目の全ての加算点の合計点数が最も高い者を最優秀提案事業者とする。

なお、加算点の合計点数の最も高い者が2者以上ある場合は、概算工事費が最も低い者を最優秀提案事業者とする。概算工事費も同額であった場合は、該当者によるくじ引きにより決定する。

- (2) いずれの者の提案内容も本業務の目的及び要件を満たしていないと判断された場合は、「最優秀提案事業者」を決定しないことがある。
- (3) 参加者数が1者の場合でも、当該参加者の提案内容が本業務の目的及び要件を満たしているかを厳正に審査し、適切と判断された場合は「最優秀提案事業者」として決定する。

3 結果通知

最終審査結果の通知は、プレゼンテーション及びヒアリングの翌日に通知するとともに、国保匝瑳市民病院ホームページに掲載する。なお、最終審査結果に関する問合せ、異議申し立ては一切受け付けない。

10章 基本協定書等の締結

基本協定書の締結にあたり、発注者、設計者及び最優秀提案事業者は、以下の内容確認を行う。

- (1) 最優秀提案事業者より提出されたVE提案採用後概算工事費見積内訳書及び採用された内訳明細書の算出根拠及び考え方並びに妥当性
- (2) 明細書等に基づく、実施設計着手段階での設計仕様
- (3) 技術協力業務期間における明細書等とのコストの乖離を防止するための設計仕様及びフィードバック方法
- (4) 物価変動や社会情勢の変化に伴う工事請負代金の変更については、リスク負担・分担表に基づき、建設工事請負契約後の協議対象事項であるため、技術協力業務終了後の見積もり合わせにおいては、物価変動を見越した金額ではなく、見積時点の金額で算出すること。
- (5) (2)の確認において、明細書等と想定される設計仕様に相違がある場合は、発注者（発注支援者を含む）、設計者及び最優秀提案事業者にて協議し、必要に応じて設計仕様又は明細書等の修正を行う。
- (6) 技術協力業務期間における発注者からの変更指示、予見不可能な事由に起因する変更及び社会経済情勢の変化による合意金額の変更については、別途協議するものとする。
- (7) 発注者（発注支援者を含む）は、上記の確認、協議及び合意について、設計者及び最優秀提案事業者との調整を行う。
- (8) 最優秀提案事業者について、まず基本協定書及びパートナーシップ協定書を締結し、実施設計完了後に精算見積りを徴収し、全体の工事費を確定した上で工事請負契約を締結する。

11章 その他

1 失格条項

参加者が次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 参加者が、本プロポーザルに定める手順や手続き、提出期限等を遵守しない場合
- (2) 提出物に虚偽の記載又は、不正があった場合。
- (3) 他社の提出図書を盗用した疑いがあると認められた場合。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者が参加者にあると認められる場合。
- (5) 公告日から最終審査結果通知・公表が終了するまでの期間、審査委員又は本プロポーザルに関わる職員に技術提案書等に対する援助、問い合わせを直接的又は間接的に求めた場合。
- (6) その他、審査委員会が不適切と判断した場合。

2 留意事項

- (1) 参加資格要件を満たさない応募者について、審査は実施しない。通知については、一次審査終了後、文書で通知するものとする。
- (2) 提出された書類や図書等は、返却しない。
- (3) 提出書類の知的所有権は提出した者に帰属するが、選定作業等において、必要な範囲で複製する場合がある。なお、提出された書類は、匝瑳市情報公開条例（平成18年条例第10号）に基づき公開する場合がある。
- (4) 提出した書類の変更、再提出はできない。ただし、提出書類の記載事項に不備があり、修正を依頼したときはこの限りではない。また、参加資格等の審査に必要と判断した場合に追加の書類の提出を求める場合がある。
- (5) 提出書類に記載した技術協力業務責任者及び各主任技術者は、病気や死亡、退職等の特別な理由があると認められる場合を除き、変更できない。ただし、当該業務の技術協力業務責任者並びに各主任技術者を不適切と判断した時は、受託者と協議の上、担当者の変更を要請する場合がある。
- (6) 業務内容については、プロポーザルの内容にかかわらず、発注者と協議の上、変更することができるものとする。
- (7) 本業務の実施にあたっては、提案書に記載された監理技術者は、特別な理由があると認められる場合を除き、変更することはできない。
- (8) 審査の結果について異議申立てを行うことはできないものとする。
- (9) 書類の作成及び提出に係る費用、プレゼンテーション及びヒアリング等の参加に係る費用は、全て参加者の負担とする。

3 参加者数

参加者が1者の場合でも本プロポーザルは実施する。

4 参加の辞退

本プロポーザルを途中で辞退する者は、辞退届（様式15）を提出すること。

5 公表の範囲

本プロポーザルにおける事後公表の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 最優秀提案事業者及び次点者の名称
- (2) 最優秀提案事業者及び次点者の評価点及び最優秀提案事業者のVE提案採用後概算工事費。なお、参加者が2者の場合は、次点者の評価点は公表しない。
- (3) 最優秀提案事業者の技術提案書（概要版） ※基本協定書締結後に予定
- (4) 審査結果の講評 ※基本協定書締結後に予定

6 施工予定者（受注者）の技術提案の履行に関する事項

技術提案に基づく提案内容について、実施設計完了後及び工事途中、工事完了後に、履行状況の確認を行う。履行確認の方法等については、発注者と受注者が協議の上、定めるものとする。

なお、受注者の責により、技術提案が履行されない場合又は履行を確認できない場合は、協議の上、違約金を徴収する。

7 リスク負担・分担

本件業務における工事金額の増加等の負担は、以下の表のとおりとする。なお、工事請負契約約款との齟齬がある場合には、工事請負契約約款を上位とする。

| No. | リスクの種類 | | リスクの内容 | 負担者 | | 備考 |
|-----|--|------------------|---|----------------------------|-----|----------------------------|
| | | | | 発注者 | 受注者 | |
| 1 | プロポーザル参加 手続き等リスク | | プロポーザル時に発注者が提示するプロポーザル用資料の誤り | ○ | | |
| 2 | | | 発注者の帰責事由により落札者と契約締結ができない、又は手続きに時間がかかる場合 | ○ | | |
| 3 | | | 受注者の帰責事由により発注者と契約が締結できない、又は手続きに時間がかかる場合 | | ○ | |
| 4 | 制度関連 リスク | 法令 関連 リスク | 本工事に係る根拠法令の変更、新たな規制の立法等 | △ | △ | 契約前に確認 できるものは 受注者の負担 |
| 5 | | | 消費税率が変更されたことによる費用の増加 | ○ | | |
| 6 | | 許認可 等の取 得 | 本工事の実施に当たって、受注者が取得すべき許認可等の遅延等による費用の増加 | | ○ | |
| 7 | 共通 | 住民等 の要望 活動 | 本施設を整備することそのものに対する地域住民の要望活動、訴訟等に関する費用の増加等 | ○ | | |
| 8 | | | 受注者が行う業務全般に起因する地域住民等の要望活動、訴訟等に関する費用の増加等 | | ○ | |
| 9 | | 環境 の保全 | 受注者が行う業務全般に起因する環境問題（騒音、振動、有害物質の排出等）に関する対応 | | ○ | |
| 10 | | 社会 リスク | 第三者 賠償 | 発注者の帰責事由による事故等により第三者に与えた損害 | ○ | |
| 11 | 受注者の帰責事由による事故等により第三者に与えた損害（騒音、振動、地盤沈下、地下水の断水、臭気の発生等によって第三者に損害を与えた場合で、受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものを含む） | | | | ○ | |
| 12 | 本工事等の施工に伴い、通常避けることのできない騒音、振動により第三者に損害を及ぼしたとき | | | △ | △ | |
| 13 | 経済 リスク | 物価変 動 | 物価の変動 | △ | △ | |
| 14 | 債務 不履行 リスク | 本業務 の中止 延期 | 発注者の指示等による本業務の中止、延期 | ○ | | |
| 15 | | | 上記以外の事由による本業務の中止、延期（不可抗力のリスクを除く） | | ○ | |

| | | | | | | | |
|----|-----------|------------|---|---|--|---|----------|
| 16 | | 構成員に関するリスク | 受注者の構成員及び協力会社の業態悪化等に起因し、本工事の実施が困難となった又は遅延した場合 | | ○ | | |
| 17 | | 不可抗力リスク | 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動、その他の自然的若しくは人為的な事象による工事目的物への損害 | △ | △ | | |
| 18 | 実施設計・施工段階 | 計画設計リスク | 各種調査リスク | 発注者が指示した現況図等が現状と著しく異なっていた場合 | ○ | | |
| 19 | | | 各種調査リスク | 受注者が実施した各種調査等に不備があった場合 | | ○ | |
| 20 | | | 設計リスク | 設計リスク | 発注者が提示した設計に関する与条件又は設計図書関連資料の内容に不備があった場合 | ○ | |
| 21 | | | | 設計リスク | 受注者が実施した設計に不備があった場合 | | ○ |
| 22 | | | 設計変更リスク | 設計変更リスク | 発注者の指示により、設計図書関連資料と異なる内容の設計変更を行ったことによる工事の遅延や工事費用等の増加 | ○ | |
| 23 | | | | 設計変更リスク | 受注者の事由によって設計変更したことによる工事の遅延や設計・工事費用等の増加 | | ○ |
| 24 | | 用地リスク | 用地の瑕疵 | 事業用地の土壌汚染、埋蔵物等による計画・設計変更又は工事費用等の増加 | ○ | | |
| 25 | | | 地盤・地質状況の差異 | 過去の調査では予見不可能な地質・地盤状況の結果、工法・工期等に変更が生じた場合 | ○ | | 地中障害等を含む |
| 26 | | 施工リスク | 工事完了の遅延 | 発注者の帰責事由により契約期日までに施設整備が完了しない場合 | ○ | | |
| 27 | | | | 受注者の帰責事由により契約期日までに施設整備が完了しない場合 | | ○ | |
| 28 | 工事費増減 | | 工事費増減 | 発注者の帰責事由による工事費の増加 | ○ | | |
| 29 | | | 工事費増減 | 受注者の帰責事由による工事費の増加 | | ○ | |
| 30 | 要求水準等未達 | | 完了検査等において、設計図書関連資料未達の箇所や施工不良部分が発見された場合 | | ○ | | |
| 31 | 施工による損害 | | 施工による損害 | 施工により既設建物損傷やインフラ断絶を及ぼした場合の復旧・補修等関連費用 | | ○ | |
| 32 | | | 施工による損害 | 引渡し前に工事目的物・関連工事に関して生じた損害 | | ○ | |

○：リスクを負担

△：リスクを分担

巻末資料

表：国保匠瑳市民病院建替整備工事 匠瑳市内企業への発注金額の詳細（様式サンプル）

（単位：千円）

| 一次発注 | | | | 二次発注 | | | | |
|--------|--------------|-----|-------------------|-------------------------|------------|-----------|---------|------------|
| 工事名称 | 工程 | 住所 | 発注予定金額 | 工程 | 住所 | 発注予定金額 | | |
| 地業工事 | 堀削工事 | 〇〇〇 | A 100,000 | / | / | / | | |
| | 杭工事 | — | 200,000 | | | | | |
| 建設工事 | 躯体工事 | 〇〇〇 | B 500,000 | 型枠工事 | 〇〇〇 | b1 50,000 | | |
| | | | 市内企業への 発注業務※2= | 躯体工事の 一次発注額 二次発注額 | B-b 50,000 | 鉄筋工事 | 〇〇〇 | b2 200,000 |
| | | | | | その他 | — | 200,000 | |
| | 外部仕上工事 | — | 500,000 | 小計 b) = Σ b1~b3 | | 450,000 | | |
| | 内部仕上工事 | — | 500,000 | △△工事 | | c1 50,000 | | |
| | | | | その他 | — | 300,000 | | |
| 設備工事 | 電気設備工事 | — | 500,000 | 〇〇工事 | 〇〇〇 | e1 50,000 | | |
| | | | | その他 | — | 300,000 | | |
| 外構工事 | 舗装整備工事 | — | 200,000 | 〇〇工事 | 〇〇〇 | f1 50,000 | | |
| | | | | その他 | — | 300,000 | | |
| 解体工事 | 既存病院解体 | — | 100,000 | 〇〇工事 | 〇〇〇 | g1 50,000 | | |
| | 医師住宅解体 | 〇〇〇 | C 20,000 | その他 | — | 100,000 | | |
| その他調達等 | タクシー、食料、宿泊費等 | 〇〇〇 | D 5,000 | その他 | — | 50,000 | | |

※ 一次、二次発注とも、市内企業への発注が想定される工種のみ記載のこと。あくまで想定であり、社名等の明記は不可。

※ 躯体工事は、一次発注を市内企業にした例だが、二次発注があればそれを除いた金額がしない発注額となる。数字は一例。

※ 一次発注が市内企業の場合は、他項目でも躯体工事の例の様に二次発注があれば、同様に記入すること。

| | | | | |
|---------|-------------------|---------|-------------------|----------------|
| 市内企業発注額 | 一次発注合計 Σ A,B-b,~D | 175,000 | 二次発注合計 Σ b1,b2~g1 | 500,000 |
| | | | 総計 | 675,000 |

図：地元貢献が認められる発注と認められない発注

